

平成十九年十一月二十八日提出
質問第二七五号

元駐日中国大使館員への死刑判決に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

元駐日中国大使館員への死刑判決に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第二三五号）を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇一年まで中国大使館員として我が国で勤務していた、中国国際友好連絡会の王慶前氏が、日本側に機密情報を漏洩したとして罪を問われ、中国で死刑判決を言い渡されたことに対して、「前回答弁書」で政府は「政府が行っている情報収集活動にかかわることについて具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えてきており、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、前回質問主意書では、王慶前氏より我が国に対して機密情報の漏洩があつたのか、あつたのならどの様な情報をもたらされたのか、王慶前氏への死刑判決が我が国への情報漏洩に関するものならば、政府は事実関係を明らかにするべきであると問うたのである。政府が行っている情報収集活動について問い質しているのではない。王慶前氏より我が国に機密情報の漏洩があつたのか否かを明らかにすることを再度求める。

右質問する。